

よくあるご質問（応募者向け）

I. 『まなべる基金（第6期）』の制度について

Q.1：『まなべる基金（第6期）』とはどのような奨学金制度ですか？

A.1：東日本大震災の影響により、住居の再建や修繕、福島第一原発事故の影響による避難、また震災の影響で転職を余儀なくされ減収したなどの理由で、家計における経済的な負担が増加し、進学・就学が困難な高校生を支援することを目的とした給付型（返還不要）の奨学金制度です。困難な状況の中でも、学ぶことを諦めない高校生を支援するため実施するものです。

Q.2：『まなべる基金（第6期）』で対象となるのはどのような生徒ですか？

A.2：以下のような生徒が対象になります。詳しくは『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』をご確認ください。

- 平成9年4月以降に生まれた
- 平成29年4月1日時点で高校に在籍していることが見込まれる
- 東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校、中学校に在籍していた
- 東日本大震災発生時に主に家計を支える方が岩手県・宮城県・福島県に居住していた
- 東日本大震災により家計に経済的な負担が発生し、現在もその影響により経済的に困窮している
- 平成28年9月時点で他の給付型奨学金（実質給付型の貸与型奨学金を含む）を受給していない

Q.3：奨学金の募集人数を教えてください。

A.3：120名程度です。

Q.4：奨学金の給付金額はいくらですか？

A.4：年間16万円（返還不要）です。4年制の高校等に通われる方は年間12万円（返還不要）です。

Q.5：奨学金の給付期間はいつまでですか？

A.5：3年制高校の場合は最長3年間、4年制の場合は最長4年間、高校等を卒業するまで給付します。途中、在籍状況が長期欠席・休学・留年等で変更になる場合は、この限りではありません。

例）平成29年4月に高校2年生になる方の場合

- ・3年生高校：平成31年3月分までの最長2年間が給付対象期間
- ・4年制高校：平成32年3月分までの最長3年間が給付対象期間

Q.6：4年制の定時制の場合は4年間給付がありますか？

A.6：4年制の定時制の場合には、年間12万円（返還不要）を最長4年間（総額48万円）給付します。

Q.7：5年制の高等専門学校の場合は卒業まで5年間給付されますか？

A.7：5年制の高等専門学校に在籍している場合は、高校課程の3年間のみ給付対象となります。よって、年間16万円（返還不要）を最長3年間給付します。

Q.8：通信制高校、特別支援学校も奨学金の給付対象となりますか？

A.8：はい、高校課程の場合は対象となります。

Q.9：奨学金は一括で振り込まれるのでしょうか？

A.9：前期6ヶ月分（4月～9月分）、後期6ヶ月分（10月～3月分）に分けて、給付予定月に年2回給付します。

給付予定月は以下の通りです。

		前期6ヶ月分（4月～9月分）	後期6ヶ月分（10月～3月分）
給付予定月		4月 ※高校1年制生は初回のみ5月に給付	10月
給付金額	3年制	80,000円	80,000円
	4年制	60,000円	60,000円

よくあるご質問（応募者向け）

Q.10： 奨学生の決定はいつごろ発表になりますか？

A.10： 平成29年1月末を予定しています。採否の結果は、在籍校を通じて案内します。

Q.11： 現在中学3年生です。奨学生に採用された後に奨学金願書に記入した志望校とは別の高校に入学した場合、採用は取り消されますか？

A.11： 取り消されることはありません。平成29年4月に高校等に入学後、入学した学校の在籍証明書を提出してください。その在籍証明書の提出を給付開始の条件とします。その他の給付開始条件は『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』を確認してください。

Q.12： 高校等を病気等で休学することになった場合の奨学金の給付について教えてください。復学した場合はどうなりますか？

A.12： 奨学生が病気等による休学や1ヶ月以上の長期の欠席をする場合、奨学金の給付を停止します。当財団が認めた場合、奨学金受給の再開が可能です。なお、休学や長期の欠席が発生した場合は、速やかに当財団へ連絡し、『変更届』を提出してください。『変更届』には、奨学金ご担当者もしくは担任の先生に内容をご確認いただき、学校長の押印をしてもらう箇所があります。すべての記入が終わられましたら、奨学生本人または保護者の方より、まなべる基金事務局宛に書類をご郵送ください。

Q.13： 高校等を途中で退学した場合の奨学金給付について教えてください。

A.13： 奨学金の給付は終了となります。なお、その際は速やかに当財団へ連絡し、『変更届』を提出してください。『変更届』には、奨学金ご担当者もしくは担任の先生に内容をご確認いただき、学校長の押印をもらう箇所があります。すべての記入が終わられましたら、奨学生本人または保護者の方より、まなべる基金事務局宛に書類をご郵送ください。

Q.14： 年1・2回の活動報告書は何月を目安にどちらにお送りすればよろしいでしょうか？

A.14： 9月、1月頃在籍校を通じてご連絡させていただく予定です。

II. 『まなべる基金（第6期）』 応募方法・応募書類の提出について

Q.1： 応募方法を教えてください。

A.1： 在籍校の担任の先生または奨学金担当の先生から、『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』を受け取ってください。『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』に記載された『3 応募必要書類』を全て準備し、在籍校を通じて当財団へ提出してください。在籍校から当財団への応募締切は平成28年10月14日（金）消印有効ですが、在籍校ごと提出日は異なりますので、必ず期日を在籍校に確認してください。

Q.2： 応募書類がダウンロードできません。

A.2： お手数ですが、在籍校の先生へ問い合わせてください。

Q.3： 応募締め切りを教えてください。

A.3： 各校で定められた提出日までに在籍校に提出してください。
在籍校から当財団への応募締切は平成28年10月14日（金）消印有効です。

Q.4： 所得証明書・住民票を入手するのに時間がかかり、応募締切に間に合いません。後日郵送でも受け付けられますか？

A.4： 受付できません。所定の応募締め切りまでに必要書類をそろえて応募してください。

Q.5： 奨学金願書や提出した各種証明書類は返却してもらえますか？

A.5： 返却しません。手元にコピーを取って保管してください。

よくあるご質問（応募者向け）

Ⅲ. 『まなべる基金（第6期）』 応募資格について

Q.1： 現在中学3年生です。高校入学試験に合格すれば平成29年4月に高校入学の予定ですが、『まなべる基金（第6期）』に応募できますか。

A.1： 応募できます。現在在籍している中学校を通して応募してください。平成29年4月に高校等に入学後、入学した学校の在籍証明書を提出してください。その在籍証明書の提出を給付開始の条件とします。その他の給付開始条件は『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』を確認してください。

Q.2： 平成29年4月1日時点で中学3年生なのですが、来年度以降に応募することはできますか？

A.2： 大変申し訳ありませんが、現時点では来年度以降の募集は予定していません。

Q.3： 一度高校を卒業している生徒が、専修学校の高等課程に入学した場合は対象になりますか？

A.3： 高校卒業資格をすでに取得されている方は応募できません。

Q.4： 兄弟で応募することは可能ですか？

A.4： はい、可能です。ただし、応募書類はご兄弟それぞれ提出いただく必要があります。

Q.5： 平成23年3月11日時点では岩手県・宮城県・福島県の学校に所属していましたが、今は避難して対象の3県以外（例 山形県、東京都）の学校に通っています。『まなべる基金（第6期）』に応募できますか？

A.5： 応募できます。現在の在籍校を通して応募してください。

Q.6： 平成23年3月11日時点で実家が岩手県・宮城県・福島県以外にあり、そこに保護者も住んでいます。自分だけ下宿して岩手県・宮城県・福島県の学校に通っていました。『まなべる基金（第6期）』に応募できますか？

A.6： 応募できません。震災発生時に主に家計を支える方（応募者の保護者の方で、世帯の総収入のおおむね半分以上を支えている方）が岩手県・宮城県・福島県に居住していたことが条件となります。

Q.7： 岩手県・宮城県・福島県に家族等で住んでいますが、父は現在東京に単身赴任をしています。『まなべる基金（第6期）』に応募できますか？

A.7： 平成23年3月11日時点で家計を主に支える方（応募者の保護者の方で、世帯の総収入のおおむね半分以上を支えている方）が岩手県・宮城県・福島県に住んでいた場合であれば、現時点での居住地を問わずに応募できます。

Q.8： 現在、他の奨学金にも応募していて、結果を待っています。『まなべる基金（第6期）』に応募できますか。

A.8： 応募できます。ただし重複受給ができるものと出来ないものがあります。以下の通りです。

■他の奨学金を受給していない場合

	奨学金の特徴	応募（併願）	重複受給
貸与型 奨学金	返還が必要なもの	○	○
	高校卒業で返還免除となる 実質給付型奨学金と同等のもの 例：宮城県被災生徒奨学資金	○	×
給付型 奨学金	返還が必要ないもの	○	×

他の給付型奨学金を併願している場合は、複数の給付型奨学金の受給が決定した時点で、「まなべる基金」を受給するか他の奨学金を受給するか、いずれかを選択してください。万が一、他の給付型奨学金との重複受給が発覚した場合は給付済みの奨学金を返還してもらいます。

よくあるご質問（応募者向け）

Q.9：平成29年3月で支援の終了する奨学金を受給しています。『まなべる基金（第6期）』へ応募できますか？

A.9：応募できるものとできないものがあります。以下の通りです。

■他の奨学金を受給している場合

	奨学金の特徴	応募（併願）	重複受給
貸与型 奨学金	返還が必要なもの	○	○
	高校卒業で返還免除となる 実質給付型奨学金と同等のもの 例：宮城県被災生徒奨学資金	×	×
給付型 奨学金	返還が必要ないもの	×	×

Q.10：『まなべる基金（第6期）』の奨学生に採用された後に、他の給付型奨学金（コネスコ協会就学支援奨学金など）も受給できることになりました。『まなべる基金（第6期）』の奨学金は取り消されますか？

A.10：取り消されることはありませんが、どちらの奨学金を受給されるかを選択してもらいます。『まなべる基金（第6期）』を辞退する場合には『辞退届』の提出をお願いします。必要事項を記入の上、奨学生本人または保護者の方より、まなべる基金事務局宛に書類をご郵送ください。万が一、他の給付型奨学金との重複受給が発覚した場合は給付済みの奨学金の返還してもらいます。

Q.11：資格③に記載されている所得の基準はどのように算出すれば良いですか？

A.11：『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』P.15の表に従い計算してください。

Q.12：自分が応募資格に該当するかわからない場合はどうしたらいいですか。

A.12：『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』の『Ⅱ応募資格の確認』P.19～18にてご確認ください。募集要項を確認してもわからない場合は、事務局までお問い合わせください。

Q.13：過去、まなべる基金に応募しましたが奨学生として採用されませんでした。第6期に応募することは可能ですか？

A.13：応募できます。ただし、『まなべる基金（第6期）』の応募資格を満たしていることが必要です。

Ⅳ.『まなべる基金（第6期）』応募書類の記入について

Q.1：奨学金願書、必要書類は全ページ記入し、提出しなければありませんか？

A.1：『まなべる基金（第6期）応募用紙』のうち、以下は全て提出してください。

- ・A. 応募資格チェックシート
- ・B. 奨学金願書
- ・C. 課題作文・保護者からのコメント
- ・D 住民票
- ・E. 平成28年度所得証明書

F～Hまでの書類は、該当するものを提出してください。

必要書類に不備があった場合は不採用となりますので注意してください。

よくあるご質問（応募者向け）

Q.2：鉛筆書きでも記入しても良いですか？

A.2： 『B.奨学金願書』は消えない黒のボールペンで記入してください。『C. 課題作文・保護者からのコメント』は鉛筆書きでも構いませんが、選者の過程でコピーを取りますので、濃く、はっきり見えるように記入してください。

Q.3： 記入ミスは、修正テープや訂正印で対応しても問題ないですか？

A.3： はい。問題ありませんが、他の記入箇所が読めるように訂正してください。

Q.4： 現住所と住民票の住所が異なります。『B.奨学金願書』へはどちらの住所を記載すれば良いですか？

A.4： 現住所を記入した上で、住民票の住所と異なっている理由を、『B.奨学金願書』の記入欄に記入してください。

Q.5： 保護者は世帯主でなくても良いですか？

A.5： 保護者は世帯主でなくても問題ありませんが、応募者の扶養をする方、もしくは親権を持つ方、あるいはそれに準ずる方を記入してください。

Q.6： 奨学金願書で、家族等構成には同居の祖父母や東京で一人暮らしをしている大学生の姉兄も書く必要がありますか？

A.6： 同居・別居問わず、家計を同一にする家族等全員を記入してください。家計を同一にする家族とは、応募者と同居している家族、または別居していても食費・交通費などの生活費を同一にしている家族のことを指します。

ただし、同居している家族であっても、個別に収入があり、概ね独立して生計を立てている（生活費の概ね半分以上を自己負担している）者は、家計を同一にする家族とはみなしません。

Q.7： 『収入』にはこういったものが含まれますか？

A.7： 世帯に月々入る現金全てを指します。給与・営業所得・各種手当（児童手当や児童扶養手当）・各種年金（国民年金や厚生年金等）・賠償金・不動産収入等を含みます。

Q.8： 課題作文・保護者からのコメントはページを追加して書いてもよいですか？

A.8： ページを追加していただいても構いません。

Q.9： 課題作文は保護者の代筆でも良いですか？

A.9： 応募者本人に障がいがあり、自書が難しい場合のみ保護者による代筆が可能です。それ以外の事情で本人以外の記述であることが明らかな場合は、不採用となります。

V. 『まなべる基金（第6期）』 必要書類について

Q.1： 公的書類や証明書類はコピーでの提出でも良いですか？

A.1： コピーでもかまいません。

Q.2： 兄弟で応募する場合、公的書類などの提出書類は1部でも良いですか？

A.2： いいえ。必要書類は応募者それぞれ提出してください。公的書類はコピーでも受付可能です。

Q.3： 家計は同一ですが、別居している家族の住民票も必要ですか？また、戸籍謄本等で代用できますか？

A.3： 家計を同一にしている家族の場合、別居している場合でも住民票を提出してください。その他の書類では代用できません。お手数ですが、住民票を取り寄せて提出してください。

Q.4： 住民票は戸籍筆頭者と世帯主が記載されているものでないとダメですか？

A.4： はい。住民票は戸籍筆頭者と世帯主が記載されているものを提出してください。

よくあるご質問（応募者向け）

Q.5：住民票に記載された戸籍筆頭者が亡くなった場合はどうすれば良いですか？

A.5：『B 奨学金願書』に記入欄がありますので、事情を記入してください。

Q.6：平成28年度の所得証明書が必要ということですが、対象期間はいつになりますか？

A.6：平成28年度所得証明書は平成27年1月～12月の所得が記載されています。

Q.7：所得証明は所得がある人のみ提出すればよいですか？

A.7：所得証明は収入の有無に関わらず、応募者と家計を同一にする18歳以上の家族全員分の提出が必要です。世帯全体の所得を確認するため、年金受給者や専業主婦、学生等、現在収入がない家族分についても提出が必要です。

Q.8：家計を同一にする家族の中に、現在18歳以上の大学生（または高校生）がいます。所得証明書は必要ですか？

A.8：平成28年度所得証明書については、高校生・大学生であっても18歳以上の場合は提出が必要です。

Q.9：所得証明書はどこに行けばもらえますか？

A.9：現在住んでいる（住民票がある）市区町村役場で発行しています。住民票が現在住んでいる市町村と異なる場所にある場合も、郵送等で対応いただける場合がございます。詳しくは、住民票のある市区町村役場に問い合わせてください。

Q.10：役所から「所得証明書が発行できない」と言われたのですが。

A.10：所得証明書が発行されない理由はいくつかありますが、これまでのケースは以下の通りです。

- (1) 自営業等で確定申告をしていない
- (2) 東日本大震災時に役所が流出してしまった地域に居住していた
- (3) 所得がない

※この場合は、『所得証明書』に0円と記載される自治体と、『非課税証明書』が発行される自治体に分かれるようです。その場合は『非課税証明書』でも受付します。お手数ですが、今一度役所へ問い合わせ、所得証明書発行について相談してください。

Q.11：所得証明書ではなく源泉徴収票でもよいですか？

A.11：『応募資格チェックシート』に所得を入力する段階では源泉徴収で確認しても構いませんが、応募時点では源泉徴収票では受付できません。家計を同一にする家族等全員の収入を正しく確認するために、所得証明書を提出してください。

Q.12：応募時にり災証明書は必要ですか？

A.12：り災証明書は、『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』のP.9～12『3.応募必要書類』で提出が必要な方のみ提出してもらいます。それ以外の方は不要です。

Q.13：必要書類として、り災証明書が記載されていたのですが、り災証明書の原本を別の申請の時に提出してしまい、現在持っていません。提出しなくても応募できますか？

A.13：手元に原本・コピーがない場合は、再発行の手続きを市区町村役場に問い合わせてください。

Q.14：必要書類として、り災証明書が記載されていたのですが、高速無料化カードの証明で代用できますか？

A.14：代用できません。り災証明書を提出してください。

Q.15：『まなべる基金（第6期）奨学金応募関連書類』に記載されている『資格④ 東日本大震災における被災状況を証明する書類』の必要書類を紛失してしまい準備できません。応募できないのでしょうか？

A.15：『資格④ 東日本大震災における被災状況を証明する書類』に必要な情報が満たされている場合は、他の書類でも代替可能です。迷った場合は、問い合わせ先の『まなべる基金』事務局宛に相談してください。